



東大和市くらし・しごと応援センター

そえる

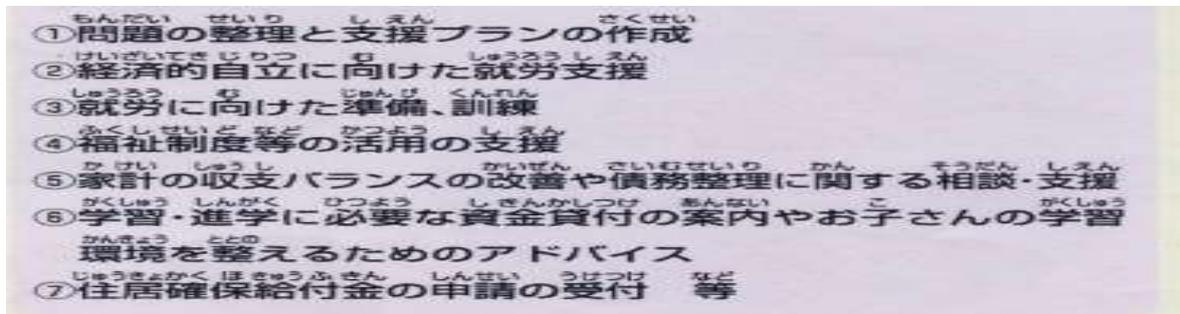
あなたの悩みを
ご相談ください。

当センターは、東大和市にお住まいで、経済的問題・健康的問題・就労の問題などで悩んでいる方をサポートする窓口です。

※そえる＝「より添う」＋「エール(声援)」を組み合わせた造語です。

南街・桜が丘地域防災協議会
2022年09月13日

南街・桜が丘地域防災協議会女性班「たんぽぽ」のスマイルセミナーとして、本年度は、「東大和くらし・しごと応援センターそえる」の業務内容を「そえる」職員の新井様に、ご説明をして戴きました。「そえる」は生活困窮者自立法に基づき東大和市が設立した組織で、下記の業務を社会福祉協議会、民生委員及びほっと支援センター等とも連携して行っております。新井様からの業務内容のご説明の後、質疑応答を行い、業務内容の理解を深める事が出来ました。参加者は12名でした。



そえる職員；新井様



タンポポ代表；斎藤様



参加の皆様



添付資料

本日のセミナーには以下の資料を使用しました。

- 1. 東大和くらし・しごと応援センターそえる ; ページP2, P3
- 2. 学習支援事業「マトカ」 ; ページP4, P5
- 3. 住居確保給付金 ; ページP6, P7
- 4. 東大和くらし・しごと応援センターそえる事業案内 ; ページP8, P9



東大和市くらし・しごと応援センター

そえる

か けい
家計のやりくりが
うまくいかない...

し こと さが かた
仕事の探し方が
わからない...

せい かつ ぜん ぼん
生活全般のことを
そう だん
相談したい...

きゅうしょくかつどうちゅう
求職活動中の
や ちん し はら
家賃支払いが
ふ あん
不安...

なが あいだし こと
長い間仕事を
していないから
ふ あん
不安...



せい かつ か けい
生活でのなやみ、家計について、
し こと こま かた
仕事のことなどでお困りの方の
ための相談窓口です。



電 話: 042-563-2111 (代表) 1081・1082 (内線)

※代表番号に電話をかけ、「そえるにつないでください」とおっしゃってください。

所在地: 東京都東大和市中央3-930 東大和市役所1階 食堂前

窓口開設時間: 月～金曜日8:30-17:15 (祝日・年末年始を除く)

※詳細については裏面をご覧ください。



東大和市

東大和市暮らし・しごと応援センター



あなたの悩みを
ご相談ください。

当センターは、東大和市にお住まいで、経済的問題・健康的問題・就労の問題などで悩んでいる方をサポートする窓口です。

※そえる＝「より添う」＋「エール(声援)」を組み合わせた造語です。

東大和市暮らし・しごと応援センター そえる Q&A

Q「そえる」ってどんなところ？

A 専門の相談員が悩みをお聞きして、一緒に解決に向けたプランを立てます。

Q相談できる人はどんな人？

A 東大和市在住で、経済的に困窮している方です(現に生活保護を受給している方を除く)。※支援メニューによっては、年齢要件、収入要件があります。

Qどんなことが相談できるの？

A 経済的に困窮している方が同時に抱えている仕事のこと、借金のこと、健康のこと、家族のことなどの様々な悩みも一緒に相談できます。

Q相談方法は？

A 「そえる」の窓口においでいただくか、まずはお電話ください。

Qどんな支援メニューがあるの？

A 専門の相談員・支援員が次のような支援をします。

- ① 問題の整理と支援プランの作成
- ② 経済的自立に向けた就労支援
- ③ 就労に向けた準備、訓練
- ④ 福祉制度等の活用の支援
- ⑤ 家計の収支バランスの改善や債務整理に関する相談・支援
- ⑥ 学習・進学に必要な資金貸付の案内やお子さんの学習環境を整えるためのアドバイス
- ⑦ 住居確保給付金の申請の受付 等

所在地:東京都東大和市

中央3-930

東大和市役所1階

食堂前

電話:042-563-2111(代表)

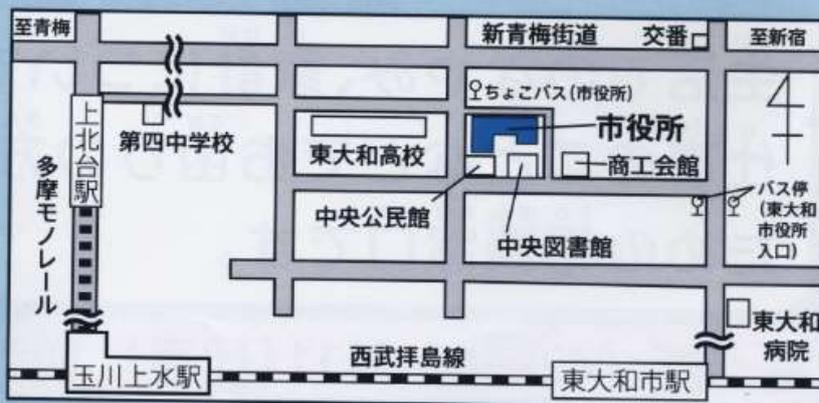
1081・1082(内線)

※代表番号に電話をかけ、「そえるにつないでください」とおっしゃってください。

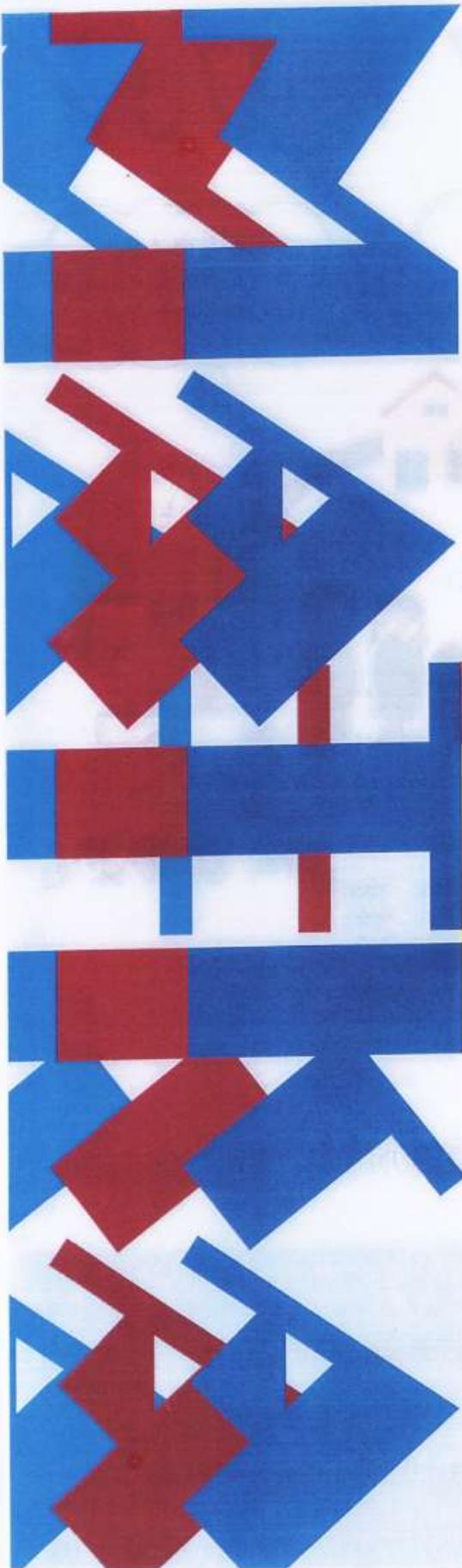
窓口開設時間

月～金曜日8:30-17:15

(祝日・年末年始を除く)



この事業は、中高年事業団やまて企業組合に委託して実施します。



(学習支援事業)

マトカ

マナブ TO カワル

そえるによる子どもたちへの支援

勉強でわからなかったことを補習する学習スペースを開設します。

無料で参加できます。

【連絡先】

東京都東大和市中央3-930 東大和市役所
東大和市暮らし・しごと応援センター そえる
(代表) 042-563-2111 (内線) 1081・1082

もうひとつの居場所

「マトカ」

わからないところがあるけど聞きにくい…

勉強しなきゃいけないけど家だとできない…

これからのこと考えたけど何をしたらいいのかわからない…

学習のことや日常生活のことなどを子どもたちが相談することができる場所です



もうひとつの居場所！

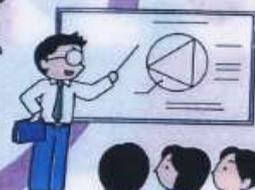
マトカ



家



学校



塾



図書館

参加費 無料！！

日時 火曜・木曜 13時～19時の間でご希望の時間に利用できます。
(祝日・年末年始を除く)

【連絡先】

東京都東大和市中央3-930 東大和市役所
東大和市暮らし・しごと応援センター そえる
(代表)042-563-2111 (内線)1081・1082

この事業は、中高年事業団やまて企業組合に委託して実施します。



東大和市暮らし・しごと応援センター



離職りしよくや減収げんしゅうした方かたのために
家賃給付やちんきゅうふと就労支援しゅうろうしえんを行いますおこな



住居確保給付金

2年以内の離職や休業等でやむなく減収し、住まいを喪失する恐れがある方、
または喪失した方を対象に、一定期間家賃を給付し
安定かつ継続的な就職を支援する制度です。
相談・申請手続きは東大和市暮らし・しごと応援センター そえる で行っています。
お気軽にご相談ください。

東大和市暮らし・しごと応援センター

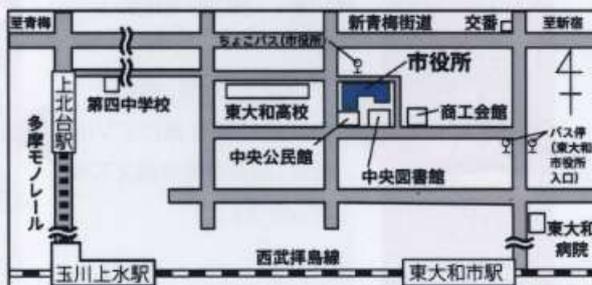


TEL 042-563-2111 (代表) 1081・1082 (内線)

※代表番号に電話をかけ、「そえるにつないでください」とおっしゃってください。

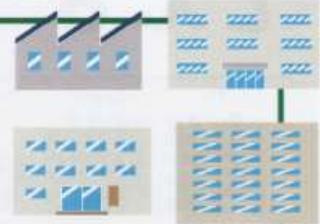
東京都東大和市中心3-930
東大和市役所 1階 食堂前

窓口開設時間
月～金曜日 8:30-17:15
(祝日・年末年始を除く)



失業等で家賃の支払いが困難になったら…

住居確保給付金の主な利用要件は次の通りです。
なお詳細については「そえる」にご相談ください。



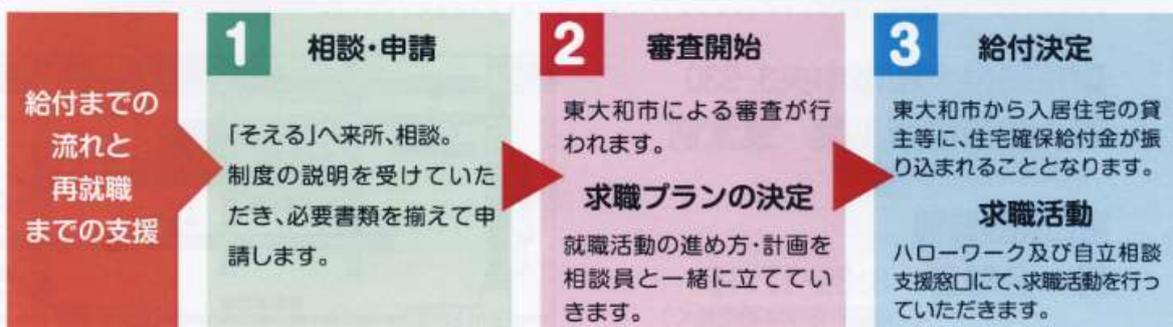
- 東大和市に住んでいる、または住む予定である。
- 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失の恐れがある。
- 申請日において、離職後2年以内である。もしくは、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減収し、離職や廃業と同程度の状況にある。
- 離職日において、自らの労働により賃金を得て世帯の生計を主として維持していた。
- 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が下記の金額未満である。

世帯人数	基準額
1人	申請者家賃額(上限53,700円) + 84,000円
2人	申請者家賃額(上限64,000円) + 130,000円
3人	申請者家賃額(上限69,800円) + 172,000円

詳細はお問い合わせください。

- 申請月の世帯の預貯金と所持金の合計が次の額以下である。
- | 世帯人数 | 金額 |
|------|--------------|
| 1人 | 504,000円以下 |
| 2人 | 780,000円以下 |
| 3人以上 | 1,000,000円以下 |
- 国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
 - ハローワークへ求職登録を行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うことができる。
 - 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員ではない。

- ※雇用保険受給者の失業給付金等は収入扱いとなります。
- ※本給付は、住宅の貸主又は貸主から指定を受けた事業主の口座へ、直接振り込まれます。
- ※住居確保給付金の支給額は、地域ごとに上限額が設定されます。
- ※住宅ローンは対象外です。



東大和市 ぐらししごと応援センター

そえる

事業案内

こんにちは、東大和市ぐらししごと応援センター **そえる** です！

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく、生活相談窓口です。生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として取り組んでいます。

そえるでは…

- ・「経済的困窮」についての支援を専門としますが、基本的にはどのような相談も必ずお受けし、お話を伺い、解決策を一緒に考えます。
- ・基本は「相談（＝自立相談支援）」にあります。どのような相談内容であっても、相談にいらしたかたの話を訪問の許す限り聴き尽くし、裏層的な理解で終わることなく、届かれた課題の把握に努めます。

「制度の狭間を埋める」「寄り添い」をテーマとした相談対応

どんな相談が出来ますか？

- ・就職活動をしたいけど、生活費も足りないし、貯金もない
- ・長年ひきこもり、社会に出て働くことに不安がある
- ・障害年金・障害手帳の手続きをしたいけど一人でできません
- ・自信が落ちて、どうすればいいかわからない
- ・税金滞納があり、どのように計画を立てて支払えばいいかわからない
- ・賃貸滞納で住居が失ってしまっただけ
- ・何にどうやっていいかわからない、何をどうすればいいかわからない、… etc.



そもそも「生活困窮者」とは？

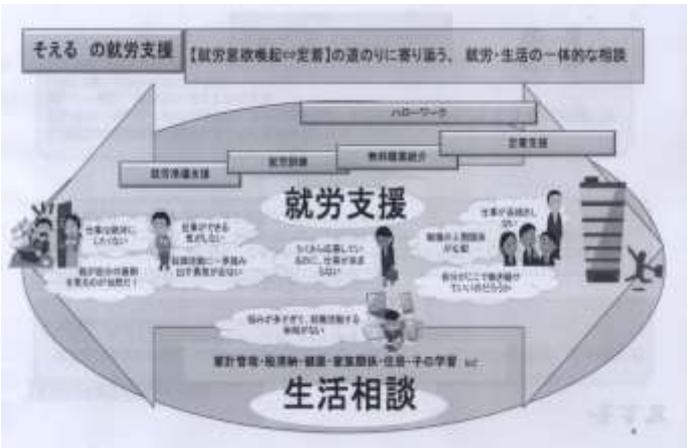
「生活困窮者自立支援法」に定められる「生活困窮者」の定義とは、「**国に経済的に困難し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者**」を言い表す。
※「国に経済的に困難し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者」は、生活困窮者自立支援法第2条第1項第1号に規定されています。

表面的に「生活困窮者」かどうか分からないのでは？

しかし、法に定める「生活困窮者」であるかどうかは、一見してわからないことも多く、また相談者本人が自覚がないことさえあります。可能な限り様々な相談を受け付け、その相談にある「生活困窮の可能性」を見出すことが、早期の自立支援のきっかけとなります。

生活困窮の可能性は、意外なところにも潜んでいます。どんなケースでも、まずはお気軽に東大和市ぐらししごと応援センター **そえる** までご相談ください。一緒に、解決策を考えてまいります。
※同行相談・訪問相談も行います。

「断らない」相談対応



支援内容

1人での就職活動が思うように進まない、仕事をする自信がない相談者への就労意欲喚起から定着支援までを一貫してサポートします。

求人検索補助

相談者ととも求人条件を検索、閲覧します。支援員が関わることで相談者の視野、応募職業領域を広げ、応募件数の増加につなげます。

履歴書作成

履歴書作成は就職活動の基本中の基本ですが、様々な職業を経験してきた人にとっては、作成作業が非常におっくうになるものです。「それくらい自分でやってくれたい」と思われるのでは、いつまでも就職活動のスタートラインに立つことができません。状況に応じて支援員が聞き取りを行いながら作成させます。

面接面接

面接時に必要なビジネスマナーはもちろんのこと、前職の離職理由などの答えにくい質問などに対して、考えられる想定問答を用意し、実際の面接に備えていきます。これにより、面接に対する恐怖感を少しでも和らげます。

面接同行

「面接に行く」ということは多くの場合、本人にとって非常に大きな「壁」となります。この壁を破るに、なかなか前に進まないことも多いため、不安がある場合は面接場所まで同行します。無料職業紹介での紹介先であれば、面接に出席することもあります。

定着支援

就職決定後は生活が安定し、ストレスも少く抱え始めます。随時連絡を取り合い、フォローアップを行います。

住居確保給付金

- ・現在就職中の方について、求職活動期間中、常用就職決定までのあいだ、**家賃相当額**を給付。
- ・家賃滞納状態になることを防ぎ、安心した就職活動環境を提供。

- ・就職後2年以内かつ65歳未満の者であって住居を失うおそれ(家賃滞納による契約解除など)のある者が支援対象者となる。
- ・原則3か月間の支給。真摯な取り組みにも関わらずなかなか就職に至らない場合には、一定の条件により最大9か月間の支給が可能となります。
- ・そえるの自立相談支援、就労支援を利用しながら常用就職を目標に求職活動を行います。
- ・その他、家計相談支援、就労準備支援、フードバンクや社会福祉協議会貸付けを組み合わせて、より効果的に安心して就職活動をサポートします。

就労準備支援

「9050」、ひきこもりへの対応

「80代高齢者の年金で生活する50代無職の子」の自立に関する問題が、東大和市でも顕在化。

高齢な就職状態にあり、仕事をすることがない、仕事で失敗した経験がある、という方も多くいます。こうした人々にとって「仕事をする」ということは、我々が想像する以上に恐怖心や不安感を引き起こすのです。これは、「働いて収入を得なければ生活できない」という意識によって「無職」を恐るだけでなく、就職につながらないこともあります。

やる気や根性、常識の有無の問題で片付けず、その人が感じる恐怖心・不安感そのものに寄り添い、徐々に就労に必要な力の回復を目指すのが、就労準備支援です。

支援内容

- ・職場内・コミュニケーションに慣れる場
- ・長期的なアシスタントの場
- ・就業・行動観察を促す、待つ

- ・手芸 ・ハローワーク同行 ・ペーパークラフト ・模擬面接
- ・ウォーキング ・封筒、ティッシュ挟み込み作業・農業体験
- ・就労体験 ・パソコン講習

就労準備支援事業の利用⇒認定就労訓練事業の利用⇒就労支援

最終的に就労という出口へ向かえるようステップアップを経た支援です。必ずしも一般就労だけが出口という訳ではなく、利用者個人に応じた出口(就労継続B型事業所や賞状取得など)に向かえるよう判断していきます。

そえる

認定就労訓練事業【支援つき就労】

専らに一般就労が困難な利用者に対して支援つき就労の機会の提供を行う場です。社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施しています。対象者の状況等に応じた作業の機会（清掃・リサイクル・製作等）の提供と併せ、相談者ひとりひとりの就労支援プログラムに基づき一般就労に向けた支援を実施していきます。

支援内容

- ・月に1回は利用者、就労先担当者、そえる担当者でその月の振り返りを行い、その月の状況や今後に向けた動きの確認を行います。
- ・仕事内容の出来不出来を問うことはありません。
- ・利用者本人のパーソナリティも理解してもらったうえで利用となります。長期継続から遠ざかっていたり対人関係に不安のある利用者も自分を大きく見せる必要がなく利用がしやすくなっています。
- ・就労準備支援事業と一般就労との間の事業という位置づけです。段階的に一般就労を目指す利用者にとっては実際の企業で実際の仕事で体験できる貴重な場所となっています。

就労訓練で利用した企業、法人は...

- ・社会福祉法人 村山尚 かいがけファミリーファーム 社会福祉法人 恵生会



無料職業紹介事業

フルタイム勤務が難しい人々へ
(短時間労働の創出・開拓)

- ・当法人で運営する無料職業紹介所「しごとひろば・やまて」で職業紹介を実施しています。
- ・求人案件の登録をしてもっている企業は人事担当者等と実際に面談があり、その時求人があれば一般的な求人よりも採用がされやすいのが最大の特徴です。

- ◆ひとり親世帯、高齢者世帯が働きやすい、短時間就労の雇用の確保
- ◆すぐに住まいや生活費が必要な相談者に対して、早急に対応可能な日払い、寮付き就労の紹介



無料職業紹介事業の実施により、短時間就労の開拓を目指します。この求人開拓を通して、履歴書作成補助から求人紹介、面接同行、就労開始後の常定雇支援を行ない、生活支援と就労支援を一体的に実施します。

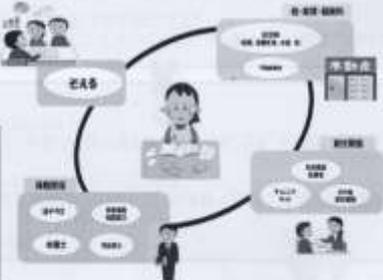


家計相談支援

- ・家計作成指導を通じた家計状況の「見える化」を行い、相談者の解決すべき課題や改善点を探ります。
- ・相談者自身が家計を管理できるようになることを目指します。
- ・自立相談支援、住居確保給付金、就労支援等と合わせて支援を行います。

支援内容

- ・家計管理に関する支援（家計管理・記録管理、簿記・家計・税金・公共料金のシミュレーション、各種給付制度の活用案内、学費支援、減税相談、債務に関する相談、執行制度の案内、おっせん）



学習支援事業

児童・生徒の属する世帯に対する支援です。

進学を希望するすべての子どもたちが、家庭環境にとらわれることなく高校へ進学し、入学後は卒業まで心身ともに健康で勉強できるようサポートすることを目的としています。

学習機会の場の提供や子の支援に限らず、世帯の相談支援を組み合わせることで、包括的に問題解決を図り貧困の連鎖を断ち切っていくことが狙いです。

支援内容

- ◆自習できる場所の提供を行い、相談員を配置することで「いつでも来てよい場所」として認識してもらい、勉強のみならず、生活全般の悩みを打ち明けられる場となるようにします。
- ◆ひきこもり・不登校対策...教育委員会や子ども家庭支援センターとも連携し、必要に応じて子のいる世帯への訪問を行います。
- ◆高校中退防止...高校進学後も支援を継続し、学習や生活を見守っていきます。アルバイトや就職についてもサポートを行います。

生活保護制度との互換性

1. 生活困窮者の初回相談等

- ・生活保護相談に来た方の中には、「他法他施策」の活用が十分でない方も多くいます。
- ・そうした方々が「他法他施策」の活用ができるよう、そえる が制度案内、相談、手続きの支援を行います。

2. そえる 支援メニューの活用

- ・就労準備支援事業、就労訓練事業、学習支援事業は、生活保護受給中の方もご利用いただけます。
- ・詳しくは、いつでも そえる までご相談ください。

3. 生活保護自立廃止後のフォロー

- ・生活保護から自立する際、そえる に引き続き登録をさせていただくことにより、家計相談支援等の関わりを通して、生活安定までのフォローを行います。また、離職したとき等も継続支援を行うことにより、生活再困窮を未然に防ぐ可能性が高まります。

へ

以上